

沖縄文化協会 2015 年度公開研究発表会

日時：2015年6月27日（土） 午前8時50分～午後5時55分

場所：沖縄国際大学 13号館 301・308 教室（宜野湾市宜野湾 2-6-1 裏表紙の地図をご参照下さい）

参加費：500円（資料代）

※研究発表は、**A会場（13号館 301 教室）**と**B会場（13号館 308 教室）**の2会場で行います。

全体スケジュール

総合司会（A会場：麻生伸一・B会場：鈴木耕太）

- 8:50～9:00 開会の辞（A会場） 狩俣 恵一（沖縄国際大学 副学長）
- 9:00～12:25 研究発表 午前の部 （A会場・B会場〈詳細はP.1～P.2〉）
- 12:25～13:15 休憩（昼食）
- 13:15～16:40 研究発表 午後の部 （A会場・B会場〈詳細はP.1～P.2〉）
- 16:50～17:50 公開講演（A会場） 上原 静（沖縄国際大学 総合文化学部 教授）
琉球における高麗系造瓦技術の継承について
- 17:50～17:55 閉会の辞（A会場） 波照間 永吉（沖縄文化協会 会長）
- 18:30～20:30 懇親会 OKIRAKU cafe（オキラク カフェ、沖縄国際大学 厚生会館 3F）
会費 一般：3000円、一般発表者：2000円、学生：1000円 司会（石垣 直）

研究発表 A会場（13号館 301）

- 【研究発表 午前の部】 司会
- 9:00～9:30 濱地 龍磨（琉球大学大学院博士前期課程）（屋良 健一郎）
琉球王国「御朱印」の形式差異について
—「仮名文字表記御朱印」における「か」と「の」—
- 9:35～10:05 ティネッコ・マルコ（日本学術振興会外国人特別研究員）（豊見山 和行）
琉球国をめぐる副島外務卿と駐日米仏公使の交渉—琉米修好条約を中心に—
- 10:10～10:40 大城 洋介（北京大学歴史学系博士課程）（麻生 伸一）
清国の琉球政策と海防論—丁日昌の琉球論策を中心に—
- 10:45～11:15 前田 勇樹（琉球大学大学院博士後期課程）（麻生 伸一）
置県直後の沖縄における県庁官吏の実態
- 11:20～11:50 宮城 大知（琉球大学大学院博士前期課程）（川平 成雄）
近代沖縄の共同体におけるハンセン病者に関する一考察
—病者の集住空間の歴史的転換に着目して—
- 11:55～12:25 田中 萌葵（北海道大学大学院教育学院博士後期課程）（田場 裕規）
沖縄県の児童は卒業まで小学校に通い続けたのか
—1920年代半ばから40年代半ばの『文部省年報』をもとに—
- 【研究発表 午後の部】
- 13:15～13:45 仲村 紗希（大阪大学文学研究科文化形態論専攻博士前期課程）（栗国 恭子）
『大阪球陽新報』にみる「偶発性」と「ノイズ」
—構造を問い直す装置としてのメディア—
- 13:50～14:20 新田 摂子（沖縄県立芸術大学附属研究所共同研究員）（幸喜 新）
近代における沖縄への本土絣技術の導入と絣模様の展開

- 14:25～14:55 久貝 典子 (沖縄県立芸術大学附属研究所共同研究員) (栗国 恭子)
戦後沖縄の美術工芸復興に関する一考察
- 15:00～15:30 金子 彩里香 (東京外国語大学大学院総合国際学研究科博士後期課程) (川平 成雄)
『守礼の光』にみる米軍の広報活動
- 15:35～16:05 高橋 順子 (日本女子大学)、森岡稔 (普天間中学校) (平良 勝保)
占領初期沖縄におけるチャイナ部隊の駐留に関する研究 (1)
—インタビュー調査を中心に—
- 16:10～16:40 波照間 陽 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程) (平良 勝保)
占領初期沖縄におけるチャイナ部隊の駐留に関する研究 (2)
—米中協定について—

研究発表 B会場 (13号館 308)

- 【研究発表 午前の部】 司会
- 9:00～ 9:30 松永 明 (駒場東邦中学校・高等学校教諭) (仲原 穰)
オモロの囃子詞
- 9:35～10:05 伊藤 孝行 (北海道大学)、大谷 健太郎 (名桜大学) (石垣 直)
「ヤンバル」小考
- 10:10～10:40 宮平 盛晃 (日本学術振興会特別研究員・DC 2) (石垣 直)
琉球諸島における祭司と仮面神の魔除け
—シマクサラシ儀礼とパントゥを中心に—
- 10:45～11:15 柳井 貴士 (早稲田大学大学院博士課程・沖縄文化研究所奨励研究員) (小嶋 洋輔)
又吉栄喜初期作品群における〈沖縄〉—戦争文学としての位置づけ—
- 11:20～11:50 崎原 綾乃 (沖縄県立芸術大学附属研究所共同研究員) (鈴木 耕太)
末吉安恭の琉球芸能評
- 11:55～12:25 栗国 恭子 (沖縄国際大学・沖縄県立芸術大学非常勤講師) (赤嶺 政信)
沖縄民俗研究の視覚を拓く
—末吉安恭・南方熊楠の民俗研究・そして金城朝永へ—
- 【研究発表 午後の部】
- 13:15～13:45 石川 恵吉 (沖縄文化協会会員) (波照間 永吉)
八重山歌謡が記された歌集について
- 13:50～14:20 マット・ギラン (国際基督教大学) (久万田 晋)
沖縄の伝統音楽における「声」の伝承と変容
- 14:25～14:55 三田 牧 (神戸学院大学) (金城 善)
糸満の海の埋め立てと漁場開拓の軌跡
—海から見る沖縄の日本復帰経験—
- 15:00～15:30 前田 一舟 (うるま市立海の文化資料館) (山本 正昭)
ジュゴンの骨の民俗学的視点—沖縄本島中部・うるま市を中心に—
- 15:35～16:05 野原 優一 (沖縄国際大学大学院非常勤講師) (下地 賀代子)
宮古語の表記法について
- 16:10～16:40 石崎 博志 (琉球大学) (中本 謙)
現代琉球語における漢字の読音体系

【沖縄文化協会 2015 年度公開研究発表会実行委員会】

〒901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾 2-6-1 沖縄国際大学総合文化学部

西岡敏研究室内 Tel: 098-893-0288 (FAX 兼) E-mail: okinawabunka2015@gmail.com

【沖縄文化協会】 Tel&Fax 098-887-2652 (担当: 前野 涼子) URL: <http://okinawabunka.c.ooco.jp/>

琉球王国「御朱印」の形式差異について

— 「仮名文字表記御朱印」における「か」と「の」 —

濱地 龍磨（琉球大学大学院博士前期課程）

「御朱印（辞令書）」とは、琉球王国時代に発給された任職・俸給に関する「文書（古文書）」である。従来の研究において「辞令書」の名称が使用されてきたこれらの文書に対して、本報告では同時代に用いられた「御朱印」の名称を使用する。「御朱印」は1523年から1874年の間に発給されたものが確認できる。表記形式は時系列に「仮名文字表記（古琉球辞令書）」、「漢字仮名文字交じり表記（過渡期辞令書）」、「漢字表記（近世琉球辞令書）」へと変遷する。

「御朱印」研究については、その記述内容の検討から、未解明部分の多い「首里王府」の政治機構（租税制度や土地制度を含む）を解明するなど一定の成果を挙げている。しかし、従来の研究においては「御朱印」の発給に関して最重要となる「発給経過」や、「御朱印」の「文書性格」といったものについて詳しく論じられることはなかった。これは史料数の不足から琉球・沖縄史研究において独自の古文書学が発展してこなかったことが背景にあると考えられる。

本報告では、「御朱印」の3つの表記形式の中から、特に史料的価値が高いと考えられる「仮名文字表記御朱印（古琉球辞令書）」の書留文言について、「御朱印」に使用される文字と書体・書風が日本からの来琉僧の影響を色濃く受けていることを踏まえ、「日本古文書学」の方法論を援用した場合に見え得る可能性について言及する。黒板勝美は「日本古文書学」の定義として「時と処とによってその定義を異にし標準に変化を来すことを免かれず、故に今我が国の古文書に就いて観察し、更にその定義を下さざるべからず」（『日本古文書様式論』『虚心文集』第6巻）と述べている。黒板の述べる「我が国の古文書」とは「和文」で記述された文書を指しており、「日本古文書学」の研究対象である「文書」と「御朱印」は「同文同種」の「和文」で記述されていることから、「御朱印」研究に「日本古文書学」の方法論を用いることは妥当であろう。

「仮名文字表記御朱印」の書留文言には、「〇〇か方へまいる」と「〇〇の方へまいる」の2つの形式が確認出来るが、この書留文言の差異については、「御朱印」に記述される内容の検討を行う際には関連のないものと見なされ、従来の研究においては触れられることがなかった。しかし、「仮名文字表記御朱印」において表れる書留文言の差異は単なる表現の差異には留まらないと言えよう。現在、何らかの形で確認することの出来る「仮名文字表記御朱印」の書留文言は、その全てにおいて、受給者の前職の位階に明確な差異を確認することが出来る。この明確な差異について、「仮名文字表記御朱印」発給当時の王府の政治状況等と照らし合わせることで、「御朱印」の「文書性格」について検討を行っていく。

琉球国をめぐる副島外務卿と駐日米仏公使の交渉

—琉米修好条約を中心に—

ティネッロ・マルコ（日本学術振興会外国人特別研究員）

琉球国は、1854年にアメリカ、1855年にフランス、1859年にオランダと修好条約を締結した。現在、沖縄県においてこれらの三修好条約は非常に重要な課題になり、2015年2月8日に琉球新報にて「自己決定権への要求が高まっている沖縄にとって、これら三条約は今後、日米両政府や国際社会に「主権回復」を訴える場合には礎になり得る」と記されていた。

本報告においては、なぜ明治政府は、琉球国の主権を証明するこれらの三条約の存在をできるだけ表に出さないようにすることが出来たのかということについて考察したい。1875年以降、明治政府による「琉球藩処分」が本格化になってから、琉球当局はこれらの条約を併合に抵抗するための武器として使用したが、明治政府は既に1872年9月28日に琉球藩に対して三条約は外務省の管轄になることを命じ、74年5月に三条約の原本を琉球側に提出させた。

1872年の三条約の外務省管轄命令に関しては、その前後におこなった副島種臣外務卿と駐日米仏公使との交渉は重要なものである。先行研究によると、明治政府は「尚泰冊封」の事実を対外的に通告しなかったと述べている（『日清間の交渉と琉球の選択肢論争』『沖縄県史』各論編第五巻、近代）。そして、「琉球併合（処分）」に関するもっとも新しい研究によれば、外務卿副島種臣は、琉米修好条約の履行に関する駐日アメリカ公使デロングの照会に対して「琉球は「我帝国ノ一部」であるので条約は「当政府ニ於テ維持尊行」する」という事実が述べられている（波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合—中華世界秩序から植民地帝国日本へ』2014年）。

本報告の重要な動機は、先行研究で注目されていなかった副島からデロングへの書簡にて書かれている「閣下御申越の如く）我帝国ノ一部に候故千八百五十四年第七月十一日に貴国と琉球との間に取極めし規約の趣は当政府に於て維持尊行可致候儀（勿論の儀に御座候）」という一文であり、これから判断すると副島とデロングの意見はある程度まで一致していたことが窺えるだろう。本報告においては、日本側の史料だけではなく、当時の米・仏側の史料を検討することによって、「尚泰冊王」について副島が米仏公使に伝えた情報と、なぜデロングは明治政府に琉米修好条約の履行を要求したのか、そして1872年の出来事背景においてフランス・アメリカ側の役割を明らかにしたい。西洋列強側の史料を検討し、今日まで日本の史料から見えなかったことを明らかにすることで、「琉球併合（処分）」の研究に新たな光を投げかけたい。

清国の琉球政策と海防論

—丁日昌の琉球論策を中心に—

大城 洋介（北京大学歴史学系博士課程）

清国の琉球政策は、1877年4月に幸地朝常（向徳宏）らの「密航」によってもたらされた、日本の清琉関係断絶令を伝えた尚泰の咨文に端を発する。しかし、1874年の台湾出兵事件以後、清国内部では、琉球はすでに日本の影響下にあると認識されていた。当時福建巡撫であった丁日昌は閩浙総督何璟と連名で尚泰の咨文を上奏した際、「辺塞扼要の地」でない琉球を「悍禦する益なく、隣邦と畔を醸す憂あるのみ」と認識している。従来の研究では、丁日昌ら福建当局の琉球論策は、上記に加えて、清国で日本の「阻貢」問題への対応が議論された際に、総理衙門の上奏文や李鴻章の書簡から「首鼠両端の計あり」と琉球側の行為に疑念をいだく見解や、琉球問題不介入を主張する消極論が断片的に認められるのみであった。本発表では、これまで用いられてこなかった琉球問題期における丁日昌の上奏文や書簡からその琉球論策を考察し、海防論の観点から清国の琉球政策の一側面を明らかにする。

周知のように、1870年代の清国の対日政策は1871年の日清修好条規交渉から一貫して「聯日」を基調としており、それは海防政策と密接にリンクしていた。丁日昌もまた欧米諸国の侵略を防ぐため、日本との「聯絡」を唱えつつも、その「遠謀」を警戒し、1868年の「海洋水師章程六条」をはじめ、台湾出兵事件期には「海防条議」を提出し、南洋海防の強化や台湾経営に携わり、1876年12月には台湾視察を行っている。また、病気を理由に辞退するも、1879年5月には総理衙門大臣に任ぜられている。

琉球問題は、1874年の台湾出兵事件を機に洋務派官僚の間で海防の急務が再認識された矢先に勃発した外交案件であった。海防不備の現状を鑑みた丁日昌は、「阻貢」問題の際に、早くも「辺防を計る為」と称して琉球を藩属国から除外するよう主張している。また、1879年4月の廢琉置県後には、清国が宗主国の立場から藩属国である琉球の保護を主張するよりも、西洋諸国の公論を以ての琉球の社稷存続を訴えれば、清国の責任を転嫁できると主張している。これは郭嵩燾の万国公法による琉球自立論を基礎にしているが、その主眼は琉球の存続よりも、台湾・南洋の防務におかれていた。丁日昌は、うわべだけ「琉人の宗祀を存す」を主張し、「一面速やかに自強を籌り、戦守を一たび把握あるを俟ちて、方に問罪の師を興すべし」と強調する。さらには、中日に「二天を戴く」琉球の「無理之处」を宣言し、日本に「防琉を反復すも之を棄つるに因り、倭との戦争を懼れ之を棄つるに因らず」ことを知らしめ、将来の琉球奪回を建議した。丁日昌の暫定的琉球放棄論は採用されるにいたらなかったが、同時期に朝鮮防衛のため朝鮮と西洋諸国との条約締結を訴えた上奏は受け入れられたことから、当時清国の藩属国観や外交に大きな影響を与えていたことは確かであろう。

置県直後の沖縄における県庁官吏の実態

前田 勇樹（琉球大学大学院博士後期課程）

本報告では、置県当初の沖縄県において県政の運営を担った県庁官吏の動向について、主にその任用過程と職務の実態に着目し考察を行う。1879年に「沖縄県」が設置され、同年5月に初代沖縄県令鍋島直彬が着任すると、内地(日本本土)出身の官吏たちを中心とした県庁による地方行政が開始される。

従来の研究においては、『職員録』の内容から県官吏の出身はほとんどが沖縄以外の他府県であったことが明らかにされており、中でも鍋島県令の出身地である長崎県出身者がその多数を占めていたことから、藩閥色の強い県政であったことが指摘されている。この点に関しては『鍋島直彬公伝』にも34名の旧藩士が随行していることが記述されているため、鹿島藩出身者を中心に県政が運営されていたことが推測される。

また、当該期の研究においては沖縄に対する明治政府の政治方針や県政の内容とその評価に重点が置かれていた。しかしその反面、置県当初の沖縄県において縁の下で県政を担当した官吏たちが、どのような経緯をもって採用されたのか、また沖縄においてどのような日々を送っていたのかという実態的な面に着目した研究はそれほどなされていない。

本報告においては彼らがどのような経緯で採用され、どのような働きを求められていたのかについて、当時県令に送られてきた履歴書や推薦状および沖縄へ赴任するそれ以前の動向を踏まえて考察を行う。特に旧鹿島藩出身官吏はそれ以前の動向を踏まえることで、その任用意図が明らかになると推測される。例えば、県庁学務委員の田中馨治は、鍋島と共に沖縄へ赴任した旧鹿島藩士の一人であり、沖縄へ赴任する以前から鹿島藩校の後身である中等教育機関の教育行政(事務)を担当した人物であった。このような幕末から明治初期の鹿島での経験を買われる形で沖縄へ赴任した官吏は田中の他にも多数存在した。

また、当時の県庁官吏には琉球王府の役人も含まれており、その任用過程については当時の大書記官である原忠順の日記を元に明らかにする。原の日記には、旧王府役人の任用に関する三司官とのやり取りが克明に記述されており、これによって旧王府役人を含む県官吏の任用過程に関する考察が可能となる。

そして、日々の県政運営の実態については、巡廻の記録、日記類および当時の官吏たちが詠んだ漢詩群などの内容を元に明らかにする。漢詩群については、鹿島藩出身で県官吏となった谷口復四郎が編纂し、父の谷口藍田に送った『球遊詩史』の記述を基に、官吏の赴任する際の所感や当時の沖縄での生活の様子を素描する。

このように、内地出身官吏と王府役人の任用過程と生活の実態を明らかにすることで、改めて当時の沖縄県が人事的にどのような特徴を有した県政であったのか考察する。

近代沖縄の共同体におけるハンセン病者に関する一考察

—病者の集住空間の歴史的転換に着目して—

宮城 大知（琉球大学大学院博士前期課程）

2015年現在、全国のハンセン病療養所内患者・退所者は高齢化が進みつつあり、沖縄愛楽園もその例に漏れない。私たちが「非当事者」であることを念頭に入れつつも、ハンセン病者の歴史を継承し共有することは喫緊の課題だと考える。

1893(明治26)年に井上馨内務大臣から南島の調査を依頼された笹森儀助は、国頭村にてハンセン病者が集住している「集団所」を発見し、村吏員と訪ね、そのを『南嶋探検』（沖縄郷土文化研究会、1968年）に記録した。また、「語次癩病患者ノ村ヲ駆逐セラルハノ現状ヲ問フ。答。当地習慣ニテ癩病患者ハ戸籍帳ヨリ除クナリ。且ツ村ニ置ク時ハ伝染ノ患アリ。故ニ予防ノ為メ人家ヲ阻ツル土地ニコレヲ移スナリト。」という笹森と村吏員のやりとりから、両者の視線の差異が見受けられる。この背後には、ハンセン病者を「駆逐」するということの意味の差異があると考えられる。

一方、近代沖縄における衛生行政の開始は、琉球藩時代に内務省出張所に置かれた医局から始まる。置県後の1879(明治12)年7月、この医局を引き継ぎ県衛生課の下に配置し、12月には那覇医院と改めた(稲福盛輝『沖縄医学史—近世・近代編—』若夏社、1998年)。この年、沖縄県においてもコレラが流行、死亡者を多出し「恐ろしき伝染病」の名をほしいままにしていた。

沖縄県においてハンセン病の予防と監視は、村吏員と衛生警察の手によって行われていたことが、1909(明治42)年7月29日発令の沖縄県訓令乙第29号「癩患者診断処置ニ関スル件」、1910(明治43)年4月9日発令の沖縄県令第16号「癩予防ニ関スル件施行手続」、県令第25号「癩予防ニ関スル施行細則」、県諭告第一号「癩予防注意ノ件」に記されている(沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編『沖縄県ハンセン病証言集 資料編』沖縄愛楽園自治会・宮古南静園入所者自治会、2006年)。特に諭告第一号は、ハンセン病が「恐ろしき伝染病」であることを流布しており、当時の『琉球新報』にもハンセン病を伝染病として取り扱う記事が見られるようになる。1924(大正13)年ころ、金武村などでは、村長が病者の隔離を力説したために「部落隔離所」が成立したという報告がある(遊佐敏彦『沖縄紀行』使命社、1937年)、このような「集合所」から「部落隔離所」の転換について、当該社会における感染説の強まりを考慮に入れる必要があると思われる。

以上のように本報告では、ハンセン病者のムラ共同体内における集住形態が、国家権力によってどのように変容したのかを明らかにする。その際に、当時の沖縄においてハンセン病遺伝説と感染説が併存していたこと、隔離政策の始まりにより近代沖縄社会の中で感染説がどのように強まっていくかを論じたいと考えている。

沖縄県の児童は卒業まで小学校に通い続けたのか

—1920年代半ばから40年代半ばの『文部省年報』をもとに—

田中 萌葵（北海道大学大学院教育学院博士後期課程）

本研究は、1920年代半ばから1943年にかけての沖縄県において、どの程度の児童が卒業まで小学校に通い続けたのかを「卒業率」と「離脱率」という二つの指標を用いて明らかにすることを課題とした。

卒業率と離脱率の算出にあたっては、『文部省年報』に記載された各年度3月1日現在の在籍児童数と当該年度内の入学・卒業児童数に依拠した。そして、卒業率は卒業生数÷入学者×100で求められ、ある学年の児童のうちどれだけの児童が卒業にいたったかを意味する。また、離脱率は（前年度在籍児童数－次年度在籍児童数）÷前年度在籍児童数×100で求められ、次学年への進級時にどれだけの児童が小学校から離脱したのかを表す。また、各学年時の離脱率を比較することで、児童が課程のどの段階で小学校に通い続けることを止めたのかを知る手がかりともなる。

卒業率、離脱率ともに全国平均を沖縄県の比較対象としたところ、両者の間には以下のような相違点があることが明らかになった。

卒業率の全国平均は、1930年代には男女ともに90%を達成している。また、離脱率はいずれの学年間においても1から2%にとどまっている。しかし、沖縄県における卒業率は、1930年代には80%台で推移し、90%を達成するのは男児で1943年、女児で1942年であった。そして、離脱率は全国平均を上回る値を示している。

では、このような全国平均との差異から、沖縄県における初等教育普及について何がいえるのか。

まず、卒業率が全国平均より低位を示し、かつ離脱率が全国平均より高位を示したことから、沖縄県内では小学校に通い続け卒業を迎える児童が全国平均と比較して相対的に少なかったと推論立てることができる。

また、離脱率は、全国と沖縄県のいずれにおいても低学年時と高学年時に上昇するという類似した形で推移する。だが、沖縄県の場合は、そこで示される離脱率が全国平均より高位であった。つまり、沖縄県では低学年時と高学年時に、より多くの子供が小学校から離脱するという特徴があるといえる。

そして、この二つの結論から、沖縄県での初等教育普及についての同時代的評価やそれを根拠とした従来の研究を見直す必要が生まれる。すなわち、従来は問われてこなかった沖縄県における初等教育からの離脱の実態について検討し、先行研究を批判的に発展させることが必要なのだ。以上の点を、本研究に対する次の課題と設定したい。

『大阪球陽新報』にみる「偶発性」と「ノイズ」

—構造を問い直す装置としてのメディア—

仲村 紗希（大阪大学文学研究科文化形態論専攻博士前期課程）

本報告では1937(昭和12)年7月25日から1941(昭和16)年2月10日まで、大阪球陽新報社によって刊行されていた『大阪球陽新報』を用いて、「在阪沖縄県人」が阪神地域においてどのように「日本人」を志向したのか、あるいはできなかったのか、現段階における分析状況について述べる。本紙の主幹は真栄田勝朗、企画・編集は松本三益が務めていた。真栄田は本紙創刊1周年記念に刊行された『球陽—百人百言集』で、大阪球陽新報社の綱領として「関西在住県人の文化並に経済的生活の向上を期す」「新聞を通じて県内外の連絡統一を図り以て大同団結を期す」「県の実情を紹介し誤れる沖縄観の一掃を期す」「阪神航路の合理的改善を期す」「県内外の動静を敏速に報道すると共に立志伝中の人物を紹介し後輩の叱咤激励を期す」「県政に対し厳正公平なる批判を加え以て愛郷心を喚起し県政の刷新を期す」の6つを掲げた。綱領から『大阪球陽新報』の目指した方向が「在阪沖縄県人」の国民化を要請し、促進していくことであったことが伺える。

今回は「優生学」や「女」など具体的な記事を取りあげ、紙面上において意識／無意識的な編集を通して記事同士が整合性のとれない形態を為す「偶発性」から別の意味を構築している可能性を見出せる、あるいは「偶発性」によって生まれる発刊当時の言説と時局との「ズレ」を仮説的に「ノイズ」という言葉を用いて考察する。ここでの「偶発性」とは、偶然をきっかけに予期せぬ状況や物事が結果として表れるだけでなく、物事の結果として偶然的な効果の発生の意を含み使用する。新聞というメディア媒体が思想の表現であり集合体であるならば、「ノイズ」を発している記事を掲載してしまう『大阪球陽新報』から、国家総動員体制に従いきれていない不可視の領域=残余を読むことはできないだろうか。

新聞統合という国策の下に廃刊を余儀なくされた本紙の「意思」は、記事の分析や現在の「大阪ウチナーンチュ・コミュニティ」の活動から「未完」の『大阪球陽新報』として見出すことができるのではないだろうか。県外へ渡り、国家総動員体制の下で「日本化」していった「在阪沖縄県人」が「同化」を志しながら、完全に「同化」することのできない領域においてどのように「沖縄」を意識し、内在化あるいは他者化したのだろうか。ここでの「同化」は、戦時下における「外地」に対する「同化政策」とは異なり、日本国内に施行された法的な根拠=「国家総動員法」に基づくものを指す。「生活改善運動」が伴っており、自ら「日本人」になっていこうとするプロセス、積極的な運動としての「同化」として使用する。また、そこから当時読み損なわれた「抵抗」を「今」という時間軸において読みかえし、統合廃刊以降、未完となり保存された『大阪球陽新報』の「ノイズ」が、現在の「在阪沖縄県人」コミュニティにどのように反響しているのかを聞き直す。

近代における沖縄への本土絣技術の導入と絣模様の展開

新田 摂子（沖縄県立芸術大学附属研究所共同研究員）

琉球王朝時代より独自の絣織物を生産していた沖縄の各地は、明治期以降本格的に本土市場へ商品を出すようになった。それまで薩摩上布、薩摩絣として知られていた沖縄の宮古上布や琉球絣、久米島紬は、沖縄県内の需要以外に本土絣産地との競合をせまられるようになったのである。このような近代の本土絣産地の影響下において、沖縄の絣は、どのような絣技術を導入し絣模様を展開させたのだろうか？

始めに、日本本土の絣産地の成立年代と絣技術、絣模様の特徴を整理し直してみると、大きく4つのグループに分類されることがわかった。伊勢崎などでは、大正末期に板締絣から解し捺染に発展し、当時最先端の意匠様式を取り入れ多色染め銘仙を生産した。久留米などでは、明治末から種糸方式の絵絣に絣括り機を導入し、絵絣特有の具象的な紺絣模様を展開した。能登や近江などでは、板締め技術を導入し、高級白地夏物上布を生産した。奄美大島では1907年（明治40）に締機の技術が普及し始め、それまでの幾何学的な絣模様から、精緻な点で構成される具象的な絵絣へと展開した。この4つのグループに共通することは、どの産地もそもそもは絣織物や、手括りの絣を織っていた。しかし、絣の流行と共に解し捺染、板締め、絣括り機、締機へと展開することで、手括りから脱し新たな模様を展開させていることである。

次に沖縄絣産地への絣技術の導入と模様の展開をみると、県外から導入した絣技術の最も大きな影響がみられるのは宮古上布である。宮古上布は1908年（明治41）に仲宗根恵茂が他府県の織物産地を視察し絵絣を移入、1918年（大正7）に西平幸位が大島にて締機を研究している。そして宮古上布は従来の縞や幾何学的な絣から、締機の技術導入により大島風の精緻な点で構成される蚊絣へと展開していった。宮古上布における蚊絣化は、競合する他の白地夏上布と比較しても本土には類をみない独自の商品であったといえるだろう。

対照的に琉球絣と久米島紬では、宮古上布と同様に絵絣や締機の技術を明治末から大正期に導入しているが、締機は男性用の幾何学的な小絣に限られ、主に女性用に絵絣の技法が用いられた。絵絣の模様は、大柄の御絵図柄をもとに、柄の玉数を増やした小柄の御絵図風絣へと展開した。琉球絣や久米島紬は、久留米などの絵絣の技術を導入しつつ、王朝時代からの絣モチーフを引き継ぐことで、特徴的な絣織物産地として他産地との差別化が図られた。

このようにどの産地も王朝時代の手結いの絣模様から、大正期以降宮古上布では大島紬風の締機化、琉球絣と久米島紬では絵絣による小柄の御絵図風絣に展開した。この展開は、消費地である本土の嗜好に沿う形でなされたといえるだろう。そしてこれらの近代における技術と絣模様の展開が、現代の伝統工芸品の生産に継承されていったのである。

戦後沖縄の美術工芸復興に関する一考察

久貝 典子（沖縄県立芸術大学附属研究所共同研究員）

沖縄戦は1945年7月2日の米軍による沖縄作戦終了宣言をもって一応終結した。沖縄県民の戦争犠牲者は15万人前後、戦後の美術工芸復興はマイナス状態からである。

ところで、近代工芸史的視点で戦前・戦後を概観すると、鎌倉芳太郎や柳宗悦、日本民芸協会同人（以下同人とする）の継続した諸活動は画期的であった。しかし資料読解がすすむにつれ、戦後の美術工芸復興には、米軍政府の文化保護行政、ニシムイの美術家の活動の影響、沖縄タイムス社の「沖展」の影響があることを認めながら、鎌倉や日本民芸協会同人からの影響を概観する必要があることが分かった。

昭和19（1944）年、ジョージ・P・マードックらJHQの文官（当時）に命じて作成させた『琉球列島に関する民事ハンドブック』は、日本本土からの分断統治を目的にした基礎資料と位置付けられる。翌年（1945）発布された「ニミツ布告（米国海軍軍政府布告第1号）」では、南西諸島における日本帝国政府の全ての行政権を停止し、米国海軍軍政府の樹立、南西諸島の占領統治を宣言している。いずれも、米軍統治が日本と沖縄、沖縄と中国との歴史・文化的関係の中で培われた島民アイデンティティー研究を根拠に行われたことを示す根拠となっている。その後米軍は石川収容所に美術家を呼び、沖縄民政府設立（1946）と同時に文化庁芸術課を設置、美術家や芸能人を技官（公務員）として雇用した時期があった（1948年3月31日まで）。

美術家たちは収容所で美術展を開催する（2回）、兵隊の肖像画を描く、壁画を描いたり、琉舞や沖縄芝居の小道具を造るなどの活動を行った。しかし文化庁廃止後、松岡政保工務部長の尽力で収容所の名渡山愛順ほかが首里市儀保の「ニシムイ」に移住。その後1950年に琉球大学が開学、ニシムイの美術家のうち安谷屋正義・山元恵一・玉那覇正吉、後に移住・合流した大城志津子、ほか安次嶺金正らが教鞭を執った。

ニシムイの芸術家は、画業のほか名渡山が紅型、玉那覇・安次嶺が陶芸など、一時期工芸に手を染めた時期がある。また、『沖縄タイムス』等の記事から、画業ではなく工芸制作を主に活動すると思わせるような発言も行った。

沖縄の美術家の一部には、画業のほか工芸制作を重視する発言や行動をとり、理論的に職人たちをリードしていった時期があるが、美術家の言動の背景には、鎌倉芳太郎、日本民芸協会同人の諸活動からの影響があると考えている。その理由について、データほかの資料を用いて説明する。

『守礼の光』にみる米軍の広報活動

金子 彩里香（東京外国語大学大学院総合国際学研究所博士後期課程）

米軍統治時代、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands : 以下USCAR）の印刷物やメディアを通じた広報活動によっていくつかの印刷物が発行されていたが、長期にわたり安定的に発行されていたのは『守礼の光』、『今日の琉球』の二誌である。本報告の対象となる『守礼の光』は、1959年1月から1972年5月まで琉球列島高等弁務官府より発行されていた月刊誌であり、琉米文化会館や役所を通じて住民に無料で配布された。『守礼の光』の創刊号（1959年1月号）には、基地雇用者および一般読者向けの雑誌として発行されたと記されており、幅広い読者層を対象としていた。そのため掲載された記事は、政治、経済、農業、産業などの実務的な記事から文学、芸術、生活、科学、琉球民話、琉米親善、英会話などの娯楽記事に至るまで多岐にわたる。執筆者は、沖縄人、米国人や限られた日本人によって構成されていた。

『今日の琉球』に関しては鹿野政直「統治者の福音」『戦後沖縄の思想像』（1987、朝日新聞社）において詳細な分析がなされているが、『守礼の光』に関する先行研究はあまりなされてこなかった。（三島わかな『『今日の琉球』考 占領者の手を介した文化受容』『沖縄県立芸術大学紀要』第12号 2004、斎木喜美子「占領期沖縄における児童文学—『守礼の光』を手がかりとして」『沖縄文化』第100号 2006、山下靖子『『今日の琉球』及び『守礼の光』にみるハワイの「沖縄系移民」と沖縄返還問題』『沖縄関係学研究会論集』第9号 2006）そこで、本報告では『守礼の光』の全体像やその性格、創刊された背景について考察を行うことを目的とする。本誌を考察することは、米軍の広報活動を明らかにする一助になると考えられる。

『守礼の光』および『今日の琉球』の両誌は「異国による軍事支配の象徴」として憎しみの的にされ、その多くは住民に読まれていなかったといわれているが（鹿野、1987、p166）、出版物の流通が不自由で出版統制があった時代に（斎木、2006、p130）、書籍や雑誌を購入する余裕がない人々にとって『守礼の光』は無料で毎月読むことのできる貴重な出版物であったと考えられる。本誌は、質の良い紙を用いていた上、カラー写真をふんだんに使用し、表紙や裏表紙は読者に親しみのある沖縄の伝統的な民芸あるいは風景写真を掲載した。また、琉球文化や歴史を「強調」あるいは「尊重」する記事が多くみられ、瀬底ちずえの「琉球昔話」や仲泊良夫の「琉球偉人伝」などの長期連載は読者に高い人気を誇ったといわれる。

『守礼の光』の編集を行っていたのはアジア広域で心理作戦を展開する第七心理作戦部隊所属の第十五心理作戦分遣隊であったことから、本誌は第七心理作戦部隊の民事諜報によって得られた基礎資料に基づき綿密に計算された雑誌であったのだ。そのため『守礼の光』はUSCARあるいは米軍が広報活動を通じて沖縄をいかに馴化しようとしたのか、その戦略を知ることのできる貴重な資料であるといえる。

占領初期沖縄におけるチャイナ部隊の駐留に関する研究（1）

—インタビュー調査を中心に—

高橋 順子（日本女子大学）、森岡稔（普天間中学校）

本報告の目的は、占領初期の沖縄における「チャイナ部隊」の駐留についてその実態を明らかにし、沖縄戦後史における意味を考察することである。

「チャイナ部隊」とは、沖縄戦ののち数年間、沖縄に駐留していた中国国民党の部隊であり、その部隊が駐留していた場所を「チャイナ陣地」という。両者ともに沖縄の地域社会における通称である。その存在は、期間が短かったことや、文献等における記述が少ないことから、沖縄県内外で殆ど知られておらず研究の対象とされてこなかった。当時を知る住民の高齢化が進む中、「証言」を聞き取り、チャイナ部隊の概要を明らかにすることにまず大きな意義がある。

報告者は、チャイナ部隊について、なぜ、いつ頃、どのような目的で、沖縄のどのあたりに駐留し、どのような活動を行い、どのように撤退したのか、米軍とどのような関係にあり、沖縄住民の生活にどのような影響を与えたのか、森岡稔、波照間陽とともに共同研究を行った。その成果の一部が、高橋順子・森岡稔・波照間陽 2014年「占領初期沖縄の勝連半島地域における「チャイナ陣地」に関する一考察」（『日本女子大学人間社会研究科紀要』第20号）となっている。ここでは、勝連半島の事例に注目し、背景、時期、位置と規模、役割、人員等を分析した。それにより、1946年に「中国に対する余剰資産一括売却に関する協定」が米中間で結ばれ、沖縄に残された米政府所有のスクラップを中心とした非軍用品である余剰資産が中国国民党に売却されたこと、沖縄に中国部隊が駐留してその輸送をすることになったこと、1947年8月から49年6月に行われたこと、平敷屋から安勢理を中心とした範囲であったこと、大量のスクラップが集積されていたこと、屋慶名の住民と交流があったことなどが明らかになった。

本報告では、これまでの成果に加え、首里石嶺の事例も含め、新聞、自治体史、インタビュー調査により、沖縄地域史から見たチャイナ部隊の実態を明らかにする。特に、チャイナ陣地で勤務した沖縄住民の経験についてのインタビューから、具体的な活動内容を検討する。また、チャイナ陣地以外での部隊の活動についても、伊江島や馬天でのインタビュー調査から得られた成果を報告する。波照間報告と重ね合わせると、国際政治的な合意内容と、実際の運用の相違の有無について浮かび上がるだろう。

本研究は、沖縄戦後史の新たな一面を描くだけでなく、より広い文脈では沖縄・中国・台湾関係をめぐる東アジア史、東アジアにおける米軍占領政策研究に貢献することが出来るだろう。

占領初期沖縄におけるチャイナ部隊の駐留に関する研究（2）

—米中協定について—

波照間 陽（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程）

本報告は、占領初期沖縄に中国人部隊を駐留させた米国と国民党中国との協定とはいかなるものであったか、という問いについて検討するものである。報告者が実施した共同研究では、勝連半島の「チャイナ陣地」に関する聞き取り内容の整理を中心に、駐留していた時期および場所の特定や「チャイナ陣地」設置をもたらした米国と国民党中国との間の協定「中国に対する余剰資産一括売却に関する協定（Agreement regarding the Over-all Bulk Sale of Surplus Property to China）」が結ばれる過程を明らかにした。本報告では、これまでの成果と本部会の高橋順子・森岡稔両氏による「占領初期沖縄におけるチャイナ部隊の駐留に関する研究（1）」を踏まえた上で、協定文書そのものの内容を検討し、その背景にある米国の世界的な余剰資産処分政策の概観を捉えることによって、協定の実態をより鮮明に描き出すことを目的とする。

1946年8月30日に署名された米中協定により、中国は、米国の所有する全ての資産のうち中国及び沖縄や南太平洋の17の島・基地にある余剰資産を買収することに合意した。ただし、航空機、軍需品、艦船やその他の船用装備品、そして中国国外の施設は除外された。この協定によって売却される余剰資産の費用は8～9億ドルと見積もられた。この買収に対して、中国は1億5,000万ドルの米国の債務を免除すること、5,500万ドルを支払うこと、輸送船のチャーター費用2,500万ドルを提供すること等に合意した。また、余剰資産の保管、管理、積み出し、輸送は中国が行い、それらの移動は合意から22ヶ月間という期限も設定された。

この協定は、米国のグローバルな戦後処理政策の一部という側面があった。その背景には、1944年に制定された「余剰資産法（Surplus Property Act）」という世界各地の戦地に残る米国の余剰資産の処分について規定した米国の国内法があった。この法律に基づき、戦後、米国は特定の国々に対して余剰資産の売却を実施した。太平洋地域の余剰資産は主に中国、インド、フィリピンに売却された。

また、この協定は米国の対中政策、つまり中国の国内対立への間接的介入という役割も果たしていた。国民党による統一中国を支持していた米国は、この余剰資産処理政策を国民党への支援として活用した。この合意は共産党側の反発を受けた。その後、情勢は国共内戦に発展したため、結果として「二つの中国」状態を進めることとなった。

2年足らずの間、沖縄本島に中国人を駐留させた協定は、第二次世界大戦の幕引きとしての位置付けと同時に、この時期以降本格化する冷戦の幕開けを手伝った政策であった。その意味において、時代が大きく転換する過渡期の片鱗を示すものであった。

オモロの囃子詞

松永 明（駒場東邦中学校・高等学校教諭）

『おもしろさうし』に収録されたオモロが、南島歌謡の普遍的構造である対句部+反復部という構造を有していること、またオモロにおいて対句部・反復部はともに長大化・肥大化していく傾向があり、それが南島歌謡におけるオモロの特殊性といえることの二点が既に波照間永吉氏によって指摘されている。そして反復部の長大化・肥大化は、「掛け声や驚きの声のような自然に発する言葉から心情を表現した内容のある語句へ」と展開・発展していった結果であり、「繰返部（引用者注、小野氏は反復部をこう呼ぶ）はつまり囃子詞である」という小野重朗氏の推論は、玉城政美氏や波照間永吉氏など他の研究者にも支持されている。

ところがオモロの反復部を一括して無条件に囃子詞と扱くと、実際のオモロの構造上整合性を欠く用例が複数見出される。そこで筆者は伊波普猷以来所与の存在として見なされ、かけ声と特段区別されずにいたオモロの囃子詞という概念を、邦楽を参考に以下のように定義した。

オモロ歌唱者、またはそれ以外の人間が、声を合わせたり、調子を整えたり、音楽的效果を上げたりするために、オモロの冒頭や中間や末尾で歌う、意味内容が希薄で、それ以外の詞章とは直接承接関係がない語。

そして囃子詞の全用例を抽出して整理した。先行研究では、囃子詞を一連の語句として分節化せず、列挙して論ずる傾向が強かったが、用例を比較検討した結果、ほとんどの囃子詞が複数の要素から構成されており、分節化して整理することが可能であった。筆者の試算によれば、囃子詞ののべ語数は28語264例である。そして全用例を精査したところ、

- 一 ゑけ よう きこへ おわもりや
ゑけ よう しまよ うちとりよわちへ
- 又 ゑけ よう とよむ おわもりや
- 又 ゑけ よう けおの よかるひに（以下略。10-532 番歌。二重下線は筆者による囃子詞。）

のように、対句部と反復部の双方に同一の囃子詞が付加されていると判断される用例が確認された。また

- 一 ゑんこ とよだしゆよ
もゝあんじ やらば やちよむ ゑ やれ とよむ あぢおそい
- 又 よかる とよだしゆよ（以下略。11-566 番歌。二重下線は筆者による囃子詞。）

のように、反復部に囃子詞が挿入されていると判断される用例が存在することも確認された。

「ヤンバル」小考

伊藤 孝行（北海道大学）、大谷 健太郎（名桜大学）

現代に於いて「ヤンバル」とは、いずこをさすのであろうか。現代の人々ほどの地域を「ヤンバル」と認識しているのであろうか。「ヤンバル」は、行政区分に基づいた市町村名ではなく、境界が明確ではない性質を持っていることばである。

本発表では、「ヤンバル」ということばをとりあげ、2種の調査結果を報告する。1つは、ゼンリン住宅地図(名護市・国頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・恩納村・宜野座村・金武町：全国地方公共団体コード順)を資料として「ヤンバル」の使用状況を悉皆調査したもの、もう1つはやんばる産業祭りに於いて実施したアンケートを資料とし、住民意識の反映された「ヤンバル」に対する認識を明らかにし、どのような傾向があるのかを報告する。

「ヤンバル」ということばの記録についてたどってみると、現在のところ「ヤンバル」の文献初出例は『羽地大川修補日記』(琉球大学図書館島袋源七文庫蔵)とされている。『日本国語大辞典』には見出し語として立項されてあるものの、初出例の記載はない。『日本歴史地名大系』には見出し語として立項され「沖縄島北部、金武町・恩納村以北の地方をさす俗称。近世の国頭方、近代の国頭郡にあたる。山の多い地方という意味。島尻を下方、中頭を田舎とよび、国頭を山原ともいった」とあり、文献初出例とされている『羽地大川修補日記』に関する記述に加え、「ヤンバル」のイメージについての今昔についても記述されている。

また、「ヤンバル」ということばの意味について、現代のテレビ番組に於いてもこのテーマがとりあげられている。例えば、テレビ沖縄放送で放送されているひーぷー☆ホップに於いては沖縄本島の地図を提示し、どこからがヤンバルかを聞く試みがあった。また、沖縄のことばにテーマをあてたテレビ番組テレビ沖縄 GONGON(言魂)に於いても「名護はヤンバルか？」をテーマに名護市民を対象にインタビューをしている。すなわち、「ヤンバル」の境界が沖縄県民の中でも相違のあるものという認識の前提がうかがえ、「ヤンバル」に対する認識の相違をあらわしていると言えよう。

最後に、上野智子(2004)『地名語彙の開く世界』の最後に、地名研究の新しい枠組みが提案されている。「人文科学のみならず社会科学・自然科学と緊密な関係を構築していくことが地名研究の躍進につながるだろう。従来、「学際性」が謳い文句であったにもかかわらず、その実態は必ずしも学際的ではなかった。」とある。本発表は、「ヤンバル」ということばをテーマに、国語学・政策科学といった異なる専門分野からの学際的なアプローチを試みるものであることを加えたい。

琉球諸島における祭司と仮面神の魔除け

—シマクサラシ儀礼とパーントゥを中心に—

宮平 盛晃（日本学術振興会特別研究員・DC2）

日本本土には、村の共同祈願として、疫病や魔性のものなどの災厄が、村に入るのを防ぐための道切りと呼ばれる呪術行為がある。正月や春秋の村祈祷として、村の入口に厄神除けの注連縄を張ることや、神札を辻に立てたり、片草鞋・片草履・輪注連・鬼面などを呪物としてかかげるなどであり、そこには、疫病などの災厄が村の入口を通過して侵入してくるという意識が見られる。道切りには、定期的なものと、疫病が発生した場合に臨時的に行うものがある。

琉球諸島にはシマクサラシと呼ばれる儀礼がある。シマクサラシは、災厄を村落の入口で防ぐという点で、本土の道切り儀礼に対応すると考えられるが、動物が用いられる点で沖縄は特徴的である。本論では、主にシマクサラシやカンカーと呼ばれ、動物を用い、災厄の防除を目的とし、その方法が村落の入口で行われる儀礼群を広義の《シマクサラシ儀礼》として扱うことにする。

シマクサラシ儀礼の中には、祭司などによる防除行為がみられる事例がある。とくに先島諸島に多い。村落によって異なるが、疫病などの災厄を払うため、女性神役や男性、子供たちが、唱え言あるいは鳴り物を叩きながら、村落内を回るといものである。草を手を持ち、あるいは身につけて仮装する村落もある。

旧平良市島尻には、パーントゥと呼ばれる仮面神が村落内の災厄の防除及び人々にカリー（嘉例）をもたらすために出現する祭りがある。パーントゥは来訪神祭祀の一種と捉えられてきた。

本発表は、シマクサラシ儀礼にみられる防除行為とパーントゥを比較分析から、両者の共通点や相違点、変遷などの問題を検討するものである。

シマクサラシ儀礼に付随する防除行為とパーントゥの目的、方法、様相、人々の意識などを比較した結果、いくつかの共通点がみられることが判明した。パーントゥはシマクサラシ儀礼に付随する防除行為の一種であると考えられる。

さらに、その分析結果と、玉木順彦がパーントゥに関して近世史料の分析を通して行った、18世紀の半ばに、島尻の村落の悪疫除けや厄除けには、現在みられる仮面を被った神は参加してなかったとみられ、「仮面神が出現するようになるのは、18世紀半ば以降と考えられるのであり、宮古における仮面信仰は新しいものかもしれない」という指摘〔玉木 1996:87-88〕や、小野重朗が奄美と沖縄の来訪神事についての指摘〔小野 1994〕を合わせると、パーントゥという仮面神はシマクサラシ儀礼の防除行為が変化した形である可能性が考えられる。

又吉栄喜初期作品群における〈沖縄〉

—戦争文学としての位置づけ—

柳井 貴士（早稲田大学大学院博士課程・沖縄文化研究所奨励研究員）

一九九五年下半期芥川賞を受賞した又吉栄喜の「豚の報い」は、沖縄の基層文化を軸とした作品であった。だが又吉の初期の作品群には戦後の〈基地〉をめぐる問題を焦点化したラディカルな作品が多い。

又吉の小説家としてのキャリアは短くない。一九七五年に第一回「沖縄文学賞」を受賞した「海は蒼く」をはじめ、一九七八年には「ジョージが射殺した猪」で「九州芸術祭文学賞」、一九八〇年には「ギンネム屋敷」で「すばる文学賞」を受けている。また七〇年代後半から八十年代前半には「カーニバル闘牛大会」、「パラシュート兵のプレゼント」など多くの作品を発表している。本発表では単行本『ギンネム屋敷』、『パラシュート兵のプレゼント』所収の作品を初期作品群とし、そこに現われる又吉の〈沖縄〉への眼差しを考察する。又吉自身が述べるように、その原体験には「軍作業員やAサインバーのホステス、基地のメイド、そういった人々を含めての「米軍的世界」が原風景として定着している」のである。初期作品群は、沖縄で生活するそういった人々を中心に置きながら、闘牛（「島袋君の闘牛」）といった文化と米軍の対立構図（「憲兵闖入事件」）の中に、又吉の〈沖縄〉をとらえる視点が現われているといえるだろう。他者として現れる米兵との階層と同時に、内なる〈沖縄〉における階層（混血への差別、本島と諸島の差異など）における登場人物の葛藤は、暗鬱な多様性の物語としてあらわれる（「シェーカーを振る男」）。

これまでの又吉作品では「豚の報い」を中心に、中央文芸誌で新人賞を受けた「ギンネム屋敷」を論じたものが多かった。そこで本発表では初期作品群の語り手が他者としての〈米軍〉だけでなく、内なる〈沖縄〉へ向ける言説を分析する。沖縄の内部にありながら、事象や状況を相対化してとらえる眼差しが、七十年代という時代の中に刻印されるのが又吉作品の特長といえるだろう。アメリカに象徴される他者の拒絶、内への違和感など、初期作品群に前景化する固有の問題系を考察していく。沖縄を内部から見る眼差しは、一元的な言説を拒否し、少年や混血者の視点をかりることで、多様な沖縄の表象を試みているといえる（その際には、同時代の沖縄の作家の作品との比較検討も行う）。米軍とベトナム戦争、本土への施政権返還という時代状況の影響は当然ふまえるべき問題であるが、また又吉の原風景として捉えられた軍作業等に従事する沖縄の人々が作品においてどのように描かれているか考察をすすめたい。

末吉安恭の琉球芸能評

崎原 綾乃（沖縄県立芸術大学附属研究所共同研究員）

明治から大正期にかけて沖縄で文化人として活躍した末吉安恭が、どのように当時の芸能を見ていたのかを明らかにしたい。近代の琉球芸能は、伝統への回帰とその変容が同時に起こっていて、琉球芸能史において重要な時期である。伝統的な組踊が上演されると同時に新たな組踊や雑踊などが次々と展開されていった。

末吉はジャーナリストとして新聞紙面に芸能評を短評で出すこともあるが、「組踊談叢」「組踊小言」など論文も書いている。また、大正7年に書簡を交わしていた南方熊楠との間でも琉球芸能の話をしている。それらによって末吉の芸能に対するまなざしや当時の人々の芸能に対する意識がうかがえる。それは現代の芸能への評価や見方とは異なっていて興味深い。例えば、「若衆踊りに今も昔も人々が執心する」として、古今を通じて若衆踊りに人気があることを小祿里之子などを事例にあげて詳細に述べている。伊波普猷があまり取り上げない性的な民俗芸能についても述べている。

末吉が組踊について述べる時には決まったパターンがある。組踊のあらすじを示し、次に気になる部分についてその歴史背景や民俗について読み解く。例えば「執心鐘入」では、主人公の中城若松の話から中城の若松伝説のこと、若松を謡ったものとして『おもろさうし』の一節を挙げていく。ロジカルなこともあるが、結論が飛躍することもあり、そこもまた末吉の特徴のひとつとなっている。

組踊研究は伊波普猷『琉球戯曲集』が重要な書であるが、その中の末吉の論文は組踊研究の出発点として高い水準を持っている。

末吉の芸能への言及として興味深いのは、新たな資料の発掘にも余念が無いことである。八重山古謡の「黒島ユングトゥ」「崎枝ユングトゥ」（書簡17「大正7年7月27日消印の書簡」）は、現在でもこの書簡内でしか確認できない。末吉がどこまで歌謡を収集していたのかは残念ながら未詳である。また、芝居役者、歌劇、沖縄芝居、器楽、遊郭の芸能についてはまとまった記述は残していないことも末吉の芸能へのまなざしの特徴である。沖縄の郷土研究について、もう十分にされている、としている点なども当時の末吉の限界のひとつと捉えることができる。

末吉安恭の独自性は、琉球の文学・芸能、民俗などに立脚しつつ、古今東西の書物から、事例などを縦横無尽に抜き出して比較、対比させることにある。分からないことは分からないとしつつ、類似する事項を出すのが常である。特徴として、常に日本の芸能との比較、琉球弧内での比較を通して、原始の芸能の姿を見ようとしている。

沖縄民俗研究の視覚を拓く

—末吉安恭・南方熊楠の民俗研究・そして金城朝永へ—

栗国 恭子（沖縄国際大学・沖縄県立芸術大学非常勤講師）

明治末から大正にかけて活躍したジャーナリスト・末吉安恭（1886－1924：首里生まれ）は、38歳で生涯を閉じた博覧強記の人物で、近代沖縄の新聞や雑誌に多くの歴史・民俗論考やエッセー、小説、戯曲、俳句を発表し言論の場で活躍した人である。また安恭（麦門冬）は、大正期の沖縄民俗研究において、伊波普猷・真境名安興とともに重要な役割を担い、当時「琉球文化研究の三羽鳥」とも称された。今回の発表では、末吉安恭に焦点をあて沖縄民俗文化研究への関りを確認したい。

発表者は、1990年代初めから末吉安恭（麦門冬）の研究を続けている。当時から論考も発表してきたが、昨今では末吉安恭については、研究者だけでなく多くの書き手が文章を書き、その知名度は各段にある人物となった。しかし、その人となり（評価）の枠組みは、発表者が提示してきた1990年代からあまり変わってはいない。

今回の発表では、沖縄民俗研究における末吉安恭、南方熊楠、金城朝永の互いの交流と彼らに共通する視点を確認する。三者の交叉する視点を確認した上で「沖縄民俗研究の視覚」を拓き、「日本民俗学と沖縄の関りの従来認識を修正」する課題に取り組みたい。

まず前提として、1921（大正10）年に相次いで来沖した柳田国男や折口信夫と安恭との交流のあり様を確認し、日本民俗学及びの南島（沖縄）民俗研究の従来認識に補足を加える。

南方熊楠（1867-1941）は、15年間に及ぶ欧米での放浪と学問修業ののち、田辺に暮らし粘菌類の研究と民俗採集・研究に努めた博物学・民俗学者である。郷土研究が勃興し初めの時期、多筆であった南方熊楠は、博大な知識を駆使して、約40誌に投稿していた。安恭と熊楠は、書簡（書簡交流の先行研究は崎原綾乃ほか）や雑誌『日本及日本人』を中心に交流し、他にも『民族と歴史』、『民俗学』、『土俗と伝説』等の民俗学関係雑誌紙面でも二人の係わりが確認できる。熊楠は、来沖はせずとも大正6年頃から安恭との交流によって沖縄民俗事象に関心を寄せた。二人の民俗文化への視点は、民俗学・民族学＝比較文化論、または「比較民俗学」の性格が強い。

また、安恭の死から10年余の後、柳田国男中心に刊行された雑誌『島』（1933年：昭和8：比嘉春潮編集担当）によって、その仕事が評価された。さらに後進の金城朝永（1902－1955）は、雑誌『ドルメン』の編集担当経験を持ち、投稿者の中心でもあった熊楠とも交流がある。安恭と熊楠の交流においても、また熊楠と朝永との交流においても、同様なテーマ（性と民俗など）が取り上げられ、安恭の沖縄民俗文化への視点は、朝永によって繋がられている。

2014年に没90年目を迎えた末吉安恭（麦門冬）と、2015年没60年目を迎えた金城朝永の沖縄民俗の先学の思考に寄り添うことで、自身の沖縄民俗研究の視覚を拓き深めたい。

八重山歌謡が記された歌集について

石川 恵吉（沖縄文化協会会員）

今日、八重山歌謡をうたう三線の演奏者は、楽譜とそれに伴う詞章が併記された典籍「工工四」（「クンクンシー」と呼ぶ）を一般的に使用している。だが、かつては楽譜と詞章は別ものとして編纂され、前者を「工工四」、後者を「歌集」「節組」「節寄」（以下、総称して「歌集」と記す）などと称していた。八重山歌謡の工工四については、大田静男や當山善堂などによってその系譜やそれを編纂・筆写した人物に関する研究が盛んに行われている。しかし、八重山歌謡が記されている歌集については、これまであまり注目されてこなかった。そのため、現存する歌集の所在や書誌情報、また歌集に収録されている歌謡やその詞章などについてもまだよくわかっていない状況がある。

そこで本発表では、八重山歌謡が記されている歌集に焦点を当てて、現在どのような歌集がどの程度残っているのか、各歌集の内容はどのようなになっているのか、歌集間でどのような異同がみられるのかということについて報告する。

郷土史家・喜舎場永珣は、『八重山民謡誌』（沖縄タイムス社、1967年）を執筆するにあたり、大浜用能本を底本にして、その他宮良長智本、喜舎場孫知本、喜舎場英整本、神村英光本、佐久真長茂本といわれる歌集を参考にし、本書のなかで記している。発表者の調査によると、前掲の喜舎場が参考にしとされる歌集の詳細は不明で現在確認することができない。だが、その他に①「八重山歌節組」（我那覇孫著）、②「八重山歌節寄」（真境名安興）、③「八重山島の歌」（台湾大学図書館所蔵）、④「八重山歌集」（喜舎場永珣 a）、⑤「八重山歌節組」（佐久真長吏）、⑥「八重山島歌集」（安室孫師）、⑦「八重山歌集」（宮良信勝）、⑧「八重山歌集」（喜舎場永珣 b）、⑨「八重山島歌粒寄目録」（川平朝彬）の計9本の歌集が残されていることがわかった。歌集のなかには、書写年代や筆者名が不明なものもあるが、年代が特定できるものはすべて戦前に筆写されたものである。これらは、現在台湾大学図書館や琉球大学附属図書館、石垣市立八重山博物館などに所蔵されている。歌集は、主に三線や笛などの伴奏をともなうたわれるいわゆる節歌が収録されていて、「赤馬節」や「いやり節」といった節名によって編纂されている。各歌集に収録されている節数は、①の歌集が89、②の歌集が98、③の歌集が95、④の歌集が100、⑤の歌集が62、⑥の歌集が93、⑦の歌集が53、⑧の歌集が99、⑨の歌集が38である。残された歌集を丁寧にみていくと、現在使用されている工工四には収録されていない歌謡や現在うたわれている詞章とは異なる詞章が記録されていること、また歌集間で節名や詞章の同じ歌謡がある一方で、同一歌謡でも歌集によっては節名や詞章、あるいは表記などが異なる歌謡もあることがわかってきた。

沖縄の伝統音楽における「声」の伝承と変容

マット・ギラン (国際基督教大学)

歌う「声」にまつわる諸概念は、世界の多くの伝統音楽において重要な要素である。歌う時の身体、理想的な声の音色、使用してはいけない発声法などの美意識は、演奏者や聴衆の間ではよく表現される。しかし、声の音楽において発声法が重要視されていることを考慮すると、民族音楽学では音階や曲の構造分析などに比べて、声そのものについての研究は稀である。民族音楽学者のアラン・ローマックスは、1959年に「Folk Song Style」(民謡様式) やその後のカントメトリクス論で、ある地域の声楽において、声質、発声法、技巧などが社会構造にどのように影響されているかを音源の分析を通して、論じた。しかし、一つの地域における発声法はどのようなプロセスで作られ、継承していくのかに関してのエスノグラフィーは未だに非常に少ない。

本発表では、沖縄の歌三線(いわゆる古典音楽も民謡も含む)において、発声法や声の音色がどのように認識され、伝承され、または変容してきたのかを考察する。主なデータとして、2013年から行った、現在活躍している演奏者、ブロードキャスターやプロデューサーとのインタビューを紹介し、歌三線における声の概念を次の視点から考える。

- ・声の取得：沖縄の音楽家が残した歴史的な文献に「声を作る」という記述が見られる。現代の多くの演奏者は、声を「作る」ための訓練をした経験を持つ。また、これらの訓練法は日本、韓国で見られる声の訓練法と類似点があり、それらと比較しながら考察する。

- ・声の伝承：インタビューでは、師匠の声やレコードに収録された声を真似ることと同時に、歌手の個性をいかした個人的な発声法を表現する必要性が指摘された。発声法の伝承プロセスにおいて、個性に対して伝統継承という対立軸がどのように認識され、体現されているかをインタビューから考察する。

- ・声と身体：演奏者の年齢、性別、体格などによって、発声法の違いを分析する。

- ・声によるジャンルの境界線：琉球古典音楽、沖縄本島の民謡、八重山民謡などは発声法の違いでどのように区別されているかを考え、またこれらは演奏者や聴衆にどのように意識されているかを考察する。

- ・ハードウェアと声：近年の研究によって、欧米のポップ、ジャズ、クラシックなどの発声法をマイクや録音技術が大きく影響したことが指摘されている。沖縄の発声法にも同様な影響があったと推測されるが、この点についてインタビューで演奏者がどのように解釈していたのかを紹介する。

歌三線での発声法を歌者の認識、その伝承性と変容性という観点から考察することによって、従来の分析手法とは違う、一地域における声のエスノグラフィーの可能性の検証を試みる。

糸満の海の埋め立てと漁場開拓の軌跡

—海から見る沖縄の日本復帰経験—

三田 牧（神戸学院大学）

糸満は沖縄を代表する漁撈集落として知られてきた。糸満では広いイノー（礁池）を利用した網漁が盛んで、網漁を基盤とした多彩な漁法が営まれてきた。しかし 1972 年の日本復帰以降、沖縄振興開発に連動し、糸満では大規模な埋め立て事業が断続的に行われてきた。埋め立ては、新漁港の整備と抱き合わせになっており、漁業振興を主たる目的の一つとして掲げていた。

海の埋め立てにともなう環境の変化を、漁師たちはどのように経験したのだろうか。本発表では、一人のアンブシ（建干網漁）漁師による漁場開拓の軌跡から描き出すことを試みる。

まず、糸満における漁法の変遷と技術の進歩、そして埋め立ての進行を関連づけて解説し、日本復帰の頃から糸満漁業がいかに関造的に転換してきたかを明らかにする。また、月の満ち欠けに基づいた漁行動やイノーの小地形につけられた地名などをもとに、アンブシ（建干網漁）の生態学的基盤を明らかにする。

次に、イノーの空中写真にアンブシのイシヤー（袋網を入れる場所）を位置づけた図を提示し、戦前と 1970 年代、そして 1990 年代におけるイシヤーの変遷を明らかにする。また、個々のイシヤーがなぜ放棄されたか、あるいは開拓されたか、という視点から、埋め立て工事に伴う環境の変動がいかに関行動に影響を与えたかを分析する。さらに、漁場に関する漁師の語りをもとに、漁師が海洋環境をどのように読み、いかにイシヤーを見出してきたかを具体的に分析する。

これらの分析から、第一に、漁師の目を見た 1970 年代以降の糸満のイノーの生態史はいかなるもので、それは埋め立てという社会史とどのように連関していたかを明らかにする。

第二に、埋め立てによる環境変動を乗り越えるにあたり、漁師には、先人の知識を継承するだけでなく、海を読み、ある場所がイシヤーとなることに気付く力を身に着ける必要があったことを明らかにする。そして、（漁業を含む）狩猟という営みにおいて、環境を観察し、獲物をとるために利用できる「意味のある環境の要素」を見出し、それらを有機的に関連付けることが必須であることを論じる。さらに、そのような能力を持つ漁師であったからこそ、イノーの大規模な埋め立てと環境変動という局面を乗り越えることができたことを示唆する。

最後に、埋め立てと連動した糸満の漁業振興のもともとのヴィジョンと、日本復帰以降の糸満漁業の変遷について簡単にまとめ、イノーを埋め立て大型漁港を造ることで描かれた「漁業振興」が、糸満漁業にもたらした影響を考察する。

ジュゴンの骨の民俗学的視点

—沖縄本島中部・うるま市を中心に—

前田 一舟（うるま市立海の文化資料館）

沖縄県内の遺跡において発見された遺物は、沖縄の民俗学にとって大変に興味深い資料が多々ある。そのなかでもジュゴンの骨は、勝連半島の民間伝承や文献資料等によって少なからず、沖縄の文化的背景を読み取れる。本論では盛本勲の『沖縄のジュゴン—民族考古学からの視座—』（2014年）を検証と批判するべく、沖縄のジュゴンの骨に関する島田貞彦、金関丈夫、国分直一、島袋春美らの諸論考や発掘の報告書、脊椎動物遺体からみた金子浩昌や樋泉岳二の見解を整理・検討した。とくに民間伝承及び文献資料等をもとに分析した結果、以下の文化的特徴がわかった。

まず、うるま市内の遺跡で発見された脊椎動物遺体のジュゴンは、遺跡 25ヶ所の内 17ヶ所で確認でき、主に肋骨が約 68%を占めている。その骨製品は大まかに分けて、①彫刻骨器（蝶形骨器）、②錐状の骨製品、③鏃と骰子（賽子）等の用途があげられる。そして、縄文時代中期以降同時代後期は彫刻骨器の存在が目立ち、弥生時代後期以降鎌倉時代はジュゴンの肋骨で作った鏃と骰子が確認できる。とくに縄文時代中期以降鎌倉時代ではジュゴンの肋骨を錐状に加工する製品が長い時代にわたって使用されていた。それらの時代の貝塚人はジュゴンを捕獲する傾向が強く、その漁法を確立していた。

一方、彫刻骨器にほどこされた朱色は仲松弥秀が『おもろさうし』より説いた魔除けの意味合いを持つと推測する。この色の観念は当時の琉球だけでなく、『万葉集』や日本各地の生活にも残されており、古代日本においても共通していた。次に錐状の骨製品は貝塚人の生活に欠かせない道具であったようだ。従来の見解では簪等に使用されたであろうという視点があったが、今の所、網針の可能性があると提案したい。そして、鏃と骰子は弥生時代後期以降鎌倉時代の文化やその時代背景を象徴する遺物といってもよい。おそらく当時の貝塚人が鉄を重宝していたため、ジュゴンの骨を鏃へ利用したと推測されるが、霊的存在の力を利用したとも考えられる。鏃は幸をもたらす。また、骰子は単なる娯楽の道具というよりもジュゴンの霊的存在をあやかった航海信仰の表れではなかっただろうか。

最後に、大きくて重量のあるジュゴンは貝塚人にとって捕獲と解体する場所の範囲に関係があり、その巨体が大掛かりに住居へ運搬しなかった。それは島袋源七が「古代沖縄の生活—狩猟・漁撈・農耕—」（1971年）のなかで明らかにしたナガレに古代沖縄の生活空間を垣間見ることができると思われる。

本論の課題は、ジュゴンの捕獲の方法とその祭祀、民間説話等について取り上げることを想定している。

宮古語の表記法について

野原 優一（沖縄国際大学大学院非常勤講師）

宮古語は表記法が確立しておらず、「宮古語をどう書くか」という古くからの課題を今なお抱え込んだまま各人各様の表記がなされている。この現状は、宮古語（方言）の継承活動や文字文化の発展の面からも深刻な問題であり、一定の表記法の確立は喫緊の課題である。本発表では宮古特有の方音を文字化する際の問題点を指摘し、文字確立への試案も提示する。

これまで宮古に関する多くの学術書があるが、方音の仮名表記にはそれぞれの表記法をもって記していて統一されたものになっていない。宮古語の正書法についての試案もある。崎山理 1963（「宮古島方言仮名表記法の歴史と一試案」）、柴田武 1971（「琉球宮古語の音韻体系と「宮古仮名」」）、小川普史 2013（「琉球諸語表記法プロジェクトとその提案内容」）、下地賀代子 2013（「南琉球・多良間島方言の表記法—琉球諸語表記法プロジェクト事例報告—」）などである。これらの先行文献を参考に考察を加え、また提案された表記に不都合な点がないかも検討する。特に崎山は、表記は原則として片仮名を用い、日本語にない音（方言音）を平仮名で書く（例外を除く）とした。そして、この方法を基本に記述した学術書もある。しかし、カタカナとひらがなを混用する表記法は、原音の正確な表記に迫る点では評価されるが、韻文・散文などで平仮名表記を基本に記述するとなると困惑が生じないだろうか。異文字の混用には多様な表現を制約する側面がないか。片仮名と平仮名の棲み分けや、両者の使用方法による方言を伴う表現法についても検討する。

宮古語については、いくつかの音声や音韻の解釈に研究者の間で論争がある。このことから宮古語が独特の音声・音韻を有していることが分かる。例えば「魚」の語頭音は、[i̯zu]か[ɾzu]か[zzu]か、母音か子音か、どう仮名表記するか。宮古の先人たちは[i̯]を「す°」と書いた。柴田はこれを「宮古仮名」と称し、この文字を表記法で用いることを提案した。「す°」はかなり浸透している。また、[i̯zu]の[z]はわたり音か、音韻に関わる一子音か。この見解も仮名表記に関係する。さらに / zu / を設けた場合、仮名文字「ず」には違和感がある。他に、[s̥i̯]、[ts̥i̯]、[dz̥i̯]、および「C+i̯」の文字や「す」と「すう」の表記、成節的子音[m]の仮名表記、[f][v][s]の語頭促音の表記などについて考察する。

宮古語は私の母語である。話者の側から調音（音声）と認識する音韻との微妙なずれについても触れる。限られた文字、さらに文字の持つ視覚的側面、体系的合理性、文字による表現活動などを含め、文字と音声・音韻との関わりについて考察を加える。

現代琉球語における漢字の読音体系

石崎 博志 (琉球大学)

本発表は、琉球語の漢字の読み方に関する現状を、歴史的な観点から整理することを目的とする。日本語には、字音語と字訓語がある。字音語とは、漢字を音読みする語で、中国語から借用した語と日本でつくられた和製漢語がある。字訓語とは、漢字表記を採用しながら発音は訓読み、熟字訓、湯桶読み、重箱読みで読むものである。

琉球語はこうした日本語の字音語と字訓語を大量に借用し、さらに中国との交流のなかで直接中国から借用したと思しき漢語も少数ながら存在する。そして、琉球語が和製漢語を含む日本語化した漢語語彙を借用する際に、その音声は琉球語の体系に合わせて変化する。その結果、日本語の音読みである漢音、呉音、唐宋音、慣用音の発音がそれぞれ琉球語の発音に転訛する。この琉球語に変化した漢字音と中国から直接借用した漢字音を、朝鮮漢字音、ヴェトナム漢字音、日本漢字音という名称になぞらえて「琉球漢字音」とここでは総称する。これを歴史的にみた場合、琉球語が古琉球の時代から断続的に日本語から語彙を借用した結果、日本語の元の発音である呉音、漢音、唐宋音、慣用音といった内部の違いを反映することになった。だがそれらはかつて琉球語の発音体系に収まる一列のみだったと考えられる。それは琉球語を示す歴史資料に日本語系音読みと琉球語系音読みの一列の漢字音の体系が見いだせないことや、漢文訓読の発音が李鼎元『琉球記』(1800)当時には琉球語に基づいた合音訓読のみであったことを根拠とする。

しかし近代以降、標準語や漢文の素読における開音訓読の普及、また琉球において漢字が日本本土の音読みで新たに読みなおされたこと、さらに固有名詞などの地名の発音などにも本土風の読み方が琉球語読みとは別に生まれたことで、現在は本土日本語の音声に合わせた漢字の読み方と、琉球語の音声体系に合わせた読み方が併用されるようになった。また日本で和製漢語が造られたことと同様に、琉球語においても琉球で新たに作られたと思しき漢字語が生まれたと考えられる。それは「琉製漢語」とよぶべきものである。

琉球語の漢字の発音が複数化、難読化する要因は、琉球語内部の音声変化に加え、こうした歴史的な経緯がある。因みに現代の朝鮮漢字音は、訓読みはなく、音読みのみ、それも呉音や漢音といった複数の層はなく、一列のみである。ヴェトナム語においても日本語ほどに明確で複雑な漢字音体系が併存していない。よって漢字文化圏を俯瞰すると、琉球語の漢字の発音体系は、そもそも複雑な日本漢字音の層にさらに琉球漢字音の層が重なる構造をなし、東アジア地域で最も複雑な状況を呈していると言える。

琉球語の標準語からの影響を考えた時、琉球語の漢字の読音の複雑化に関する議論も必要であると思われる。そして漢字の難読化は琉球語の正書法にも影響を及ぼしていることを指摘する。

◆会場案内

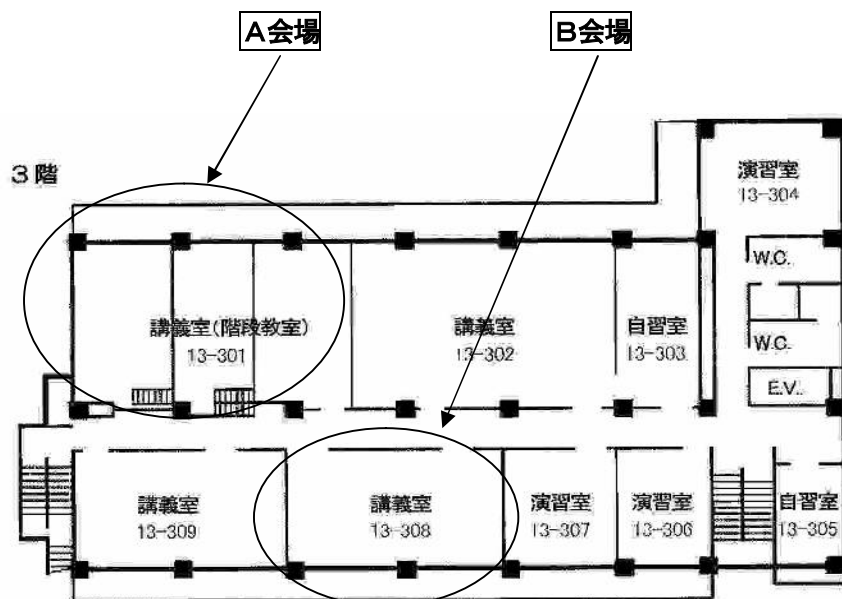
沖縄国際大学 13号館（発表会場）：Fの建物

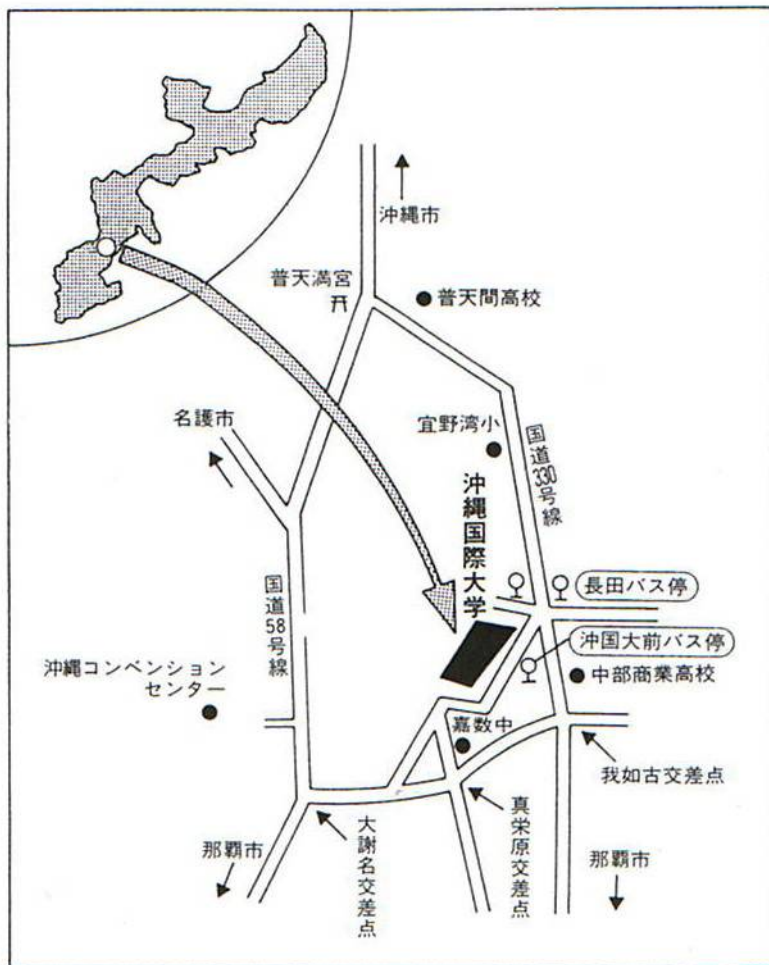


厚生会館（懇親会場）：Kの建物 3階 オキラク カフェ

発表会場（A会場・B会場）は13号館の3階です。

※当日（土曜日）は大学の講義もありますので、ご移動の際は静かにお願いいたします。





○バス路線	
・「沖国大前」	
バス停下車すぐ	
琉球バス	
98番 110番	
・「長田 (ながた)」	
バス停下車徒歩7分	
琉球バス	
27番 88番 90番	
227番	
沖縄バス	
27番 52番 61番	
80番 227番	
那覇バス	
25番 97番	

◆沖縄文化協会会則

- △ 沖縄文化協会は、沖縄の文化を研究紹介し、その進展に寄与することを目的とし、広く沖縄研究者および沖縄に関心を持つ人々を会員として運営されている会です。
- △ 本会は、上の目的にそって、研究発表会、公開講演会、機関誌『沖縄文化』の刊行、沖縄文化資料の蒐集、複製、刊行などの事業を行っております。
- △ 所定の会費を納めれば、どなたでも会員になれます。年間会費 5,000 円（誌代 2 冊分を含みます）。
- △ 会費は振替もしくは現金為替で、下記の所へお送りください。

〒903-0815

沖縄県那覇市首里金城町 3-6

沖縄県立芸術大学附属研究所

波照間永吉研究室気付

『沖縄文化』編集所

電話 098 (882) 5043

振替口座 02030-5-25170

URL <http://okinawabunka.c.ooco.jp/>